

消費税率10%実施の中止を求める意見書

本年4月より消費税率が8%となり、国民生活と景気に深刻な影響を与えています。総務省が発表した5月の家計調査では、消費支出が前年同月比8.0%減少し、6月、7月の同調査においても、それぞれ3.0%、5.9%の減少となっています。

また、内閣府発表の平成26年4～6月期の四半期別GDP 2次速報によれば、国内総生産は年率△7.1%で特に民間需要の落ち込みが大きく、消費増税による影響は深刻です。政府は、今後発表される経済指標を踏まえて、12月初旬にも平成27年10月からの消費税率10%への増税を決定することとしています。

しかし、たとえ公共事業の前倒し発注などによって経済指標が上向いても、消費税率増と円安等による物価上昇、社会保障の負担増などにより国民の生活は負担感が強くなっています。

また、4月の増税に伴って危惧されていた中小企業の消費税転嫁は、厳しい競争と消費者離れの警戒感から満足になされているとは言い難く、地域の雇用や経済を支えている中小企業の経営は、売上減と消費税増税による負担増によって非常に厳しいと言わざるを得ません。

この状況下において消費税率を10%に引き上げれば、大幅な消費の落ち込みによる中小企業の倒産や失業者の増大で、特に地域経済に深刻な打撃を与えることが予測されます。このことは全体としての税収減を招き、財政再建にも逆行します。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、消費税率10%実施の中止を求める意見書を提出します。

平成26年9月19日

長野県南牧村議会

内閣総理大臣 安倍晋三 様

